平成２３年（フ）第４１８号
千葉県習志野市谷津２丁目20番13号
債務者　西片　良子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２４号
千葉県市原市山田橋３丁目12番地２
債務者　植村秀一郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５４号
千葉市若葉区東寺山町443番地７　グランボア千葉ウィングアリーナ202号
債務者　戸村　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６８号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区36棟301号
債務者　倉持　　晃
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３号
千葉県印西市西の原３丁目27番地３
債務者　竹山　春子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８６号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番６―107号
債務者　江見　明美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２１号
千葉県八街市朝日118番地40
債務者　木村　直人
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県八街市大谷流875番地32
債務者　工藤　慎也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２６号
千葉県白井市けやき台２丁目２番３棟102号
債務者　羽太よし子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県富里市御料1093番地１　ＢＥＬＴＩＯＮＩ―101
債務者　小久保徳仁
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５２号
千葉県白井市清水口２丁目４番11棟502号
債務者　山田　清子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６４５号
名古屋市港区津金２丁目５番28号　ベルメゾン伊藤２―Ｃ号
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６９号
愛知県大府市馬池町４丁目180番地
債務者　丹澤　一雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８４号
愛知県小牧市大字池之内2243―１、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町徳田５丁目41番地の１
債務者　河野　慶之
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２号
愛知県西尾市一色町生田西萱野56番地
債務者　黒田　栄美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
滋賀県長浜市口分田町670番地４
債務者　山本　吉光
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
滋賀県長浜市口分田町670番地４
債務者　山本　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
滋賀県長浜市口分田町670番地４
債務者　山本　　哲
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係